

今回のインターペットで見られた NG 表現・表示 <ペットフード>

① 商品展示における表示

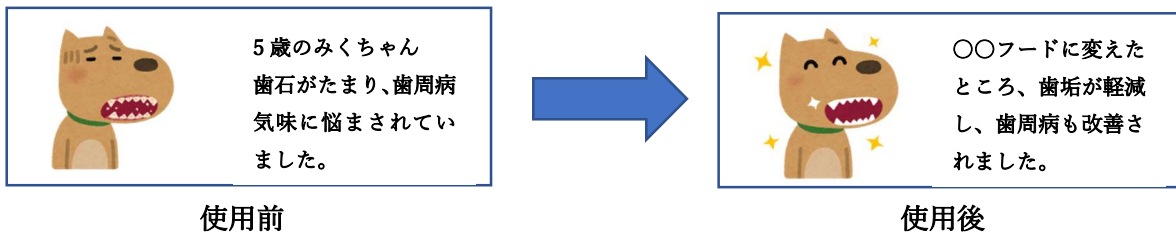
下記用語を製品説明時に記載する場合は、薬機法に違反する可能性があるため、使用时は注意が必要です。詳しい使用方法については、ペットフード公正取引協議会 HP の「ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドラインと事例集」にてご確認ください。

具体的な病名（口内炎、皮膚炎、外耳炎等）、～予防、～改善

免疫力アップ、抗炎症、腸内環境改善、低アレルギー、関節サポート、食事療法、漢方ごはん、涙焼け、歯垢歯石蓄積軽減

② 使用前使用後の写真

製品の使用前使用後の実例写真、お客様の声に①の表現が含まれる場合も、医薬品や医薬部外品でないにも関わらず、その商品を使用することで、症状が緩和、完治されることを思わせる可能性がある表現のため注意が必要です。



参照：ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドラインと事例集

(<https://pffta.org/hyouji/guidelines.html>)

③ 海外、輸入製品における表示

ペットフード安全法の表示基準で必要事項を和文で表す必要があるため、和文表記がないものについては、販売ができません。※表示か所の指定はありません。

詳しくはペットフード安全法にてご確認ください。

参照：ペットフード安全法 (http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/21_2236.html)

(3) 表示の基準（成分規格等省令別表の3）

販売用愛玩動物用飼料は、次に掲げる事項を表示しなければならないこととされている。これらのうち、アからウまでについては、愛玩動物の健康被害の防止の観点から、ウからオまでについては、問題発生時等に製品を特定する観点から表示することとされている。これらの事項は、邦文をもって表示しなければならない。

【ご注意】

- 1 製品表示だけでなく、製品の成分の説明、広告宣伝物、口頭での説明も同様に NG 表現がないようにお願いします。
- 2 記載の表現は薬事関係のみの表現であり、景品表示法への適合についての記載がありません。ただし、合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされますので、各自でご注意をお願いします。

【参考情報】

商品パッケージ等の該当性確認については、「事業者の所在地(本社や開発関連事業所の所在地)を所管する都道府県の動物薬事担当主務課」にお問合せください。

※上記ガイドラインを十分にご確認したうえで、「問題がある表記であるか判断がつかないものに限定して」お問い合わせください。

該当性確認依頼については「ペットフード安全法」URL に記載がございます。

今回のインターペットで見られた NG 表現・表示 <ペット用品>

【ペットの体に使用する製品での NG 表現例】

体のケア : 「除菌」「健康改善」「症状緩和」「炎症」「皮膚炎」

「防虫、虫よけ (医薬部外品は OK)」

「汚れた体の消臭*、体臭防止* (*ふき取りや洗浄によることの記載あれば可能)」

お口のケア : 「口内除菌」「口臭予防」「歯周病」「歯肉炎」「歯槽膿漏」「歯茎老化防止」

「口臭、歯垢除去、歯石蓄積抑制 (使用時にブラッシングによることの記載あれば可能)」

共通 NG : 「病名」「症状」「トラブル」「予防」「改善」「整える (⇒キープ・維持・保つ→可)」

<今回インターペット会期中に使用が多かった NG 表現>

除菌・除菌効果、消臭・消臭効果、抗菌、殺菌

<会期中に見られた、その他表現>

解熱、解毒、殺虫、血行改善、ケガの回復、免疫力の効果、歯周病予防、老化防止、再生力アップ、ターンオーバー改善、関節疾患の予防、歯茎の腫れ・赤味の緩和、歯周病の改善、歯周病菌除菌、歯石の再付着防止、口内環境を整える (整えるは良い状態に導く意味があり NG)、抗腫瘍効果、白内障予防、ハーブでの虫よけ、アレルギー、脂漏症、マラセチア、膿皮症、外耳炎、皮膚炎、皮膚トラブル、トラブル肌、健康改善、ケガの回復、血行改善

【ご注意】

- 1 製品表示だけでなく、製品の成分の説明、広告宣伝物、口頭での説明も同様に NG 表現がないようにお願いします。
- 2 今回の確認は薬事表現のみであり、景品表示法への適合については確認しておりません。合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされますので、各自でご確認をお願いします。

【参考情報】

- ・ペット用品の薬事表記のあり方については、「ペット用シャンプー等の薬事に関する適切な表記のガイドライン」、「ペット用デンタル用品等の薬事に関する適切な表記のガイドライン」をご参照ください。
https://www.jppma.or.jp/guidelines/5_index_detail.html
- ・商品パッケージ等の該当性確認については、以下にお問い合わせください。
「事業者の所在地(本社や開発関連事業所の所在地)を所管する都道府県の動物薬事担当主務課」
※お問い合わせに関するお願い
上記ガイドラインを十分にご確認したうえで、「問題がある表記であるか判断がつかないものに限定して」お問い合わせください。該当性確認依頼については上記 URL に記載がございます。
- ・2024 年 9 月には、日本ペット用品工業会主催にて、薬機法及び景品表示法に関する「ペット用品の開発者・販売者対象説明会 (非会員は有料)」がありますので、ご参考になさってください。

インターペットでは業界の健全な発展のため、コンプライアンス活動に取り組んでいます。
出展者の皆様におかれましてもご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。